

業 務 速 報

NO. 1422
2025. 9. 9
J R 東海労働組合
発行 淵上 利和
編集 斉藤 孝紀

会社は組合に対して、交渉委員数減についての提起 交渉委員数減は認められない！

会社は9月4日に2025年度協約第6回団体交渉終了後、会社は「中央・地方における経営協議会、経営懇談会、業務委員会での交渉委員数減」を伝えてきました。その根拠は、会社が一方的に組合員数が100名を切ったこと。かつて他労組（建交労）も準じて交渉委員数減を実施してきたことを理由にしています。会社はあくまでも24協定のチェックオフリストを盾に組合員数をカウントしています。

しかし、J R 東海労には24協定に関係のない組合員が存在します。今回の会社からの提起は認められません。

会社は9月9日の2025年度協約第7回団体交渉（会社回答）終了後に、交渉委員数減に関わる条文を提示することを表明しました。

議論内容は以下の通りです。

《交渉委員数減に関するやりとり》

会社：昨年でしたが、交渉委員人数の関係について話をしていたが、協約締結時点で、組合員数が100名を切った場合には、経営協議会、経営懇談会、業務委員会の交渉委員を3名とすることを伝えていた。昨年協約締結時点では100名を上回っていたと認識している。現在は100名を下回る時期であり、協約の中身に関わることであり、第7回協約団体交渉の回答に合わせて、伝えていこうと思っている。いきなりとは考えていない。一昨年も伝えているが、先に伝えることが今日の時点で、会社からひとつ伝えたい。

組合：会社の考えは分かった。

会社：他の組合との関係もあり、組合員数に応じて建交労と交渉委員減少の話を昨年したが、中央・地方とも経営協議会、経営懇談会、業務委員会の交渉委員を3名にして頂きたいと思っている。

組合：交渉委員を3名に変更の話をしたが、会社は組合員数が100名を切ったからと言われたが、組合としては100名は切っていない認識である。

会社：会社として24のチェックオフリストで確認している。

組合：セントラル労働組合の組合員数は、24協定のチェックオフリストに基づいての組織数ではない。J R 東海労には24協定に関わらない組合員が多く

存在する。したがって、組合員数は100名を切っていない。

会社：会社としては100名を切っていると確認している。

組合：組合員数を出せばいいことである。

会社：数だけではない。

組合：個人情報まで出せと言っているのか。

会社：数だけでは証明にならない。

組合：ここにいる斉藤さんの扱いはどうなるのか。

会社：社員たる組合員と昨年も伝えている。

組合：斉藤の俺はどのように扱っているのか。

会社：組織数の100名の中としてカウントしている。出向されている方は、J R 東海の在籍なのでカウントに含む。J R 東海社員たる組合員である。

組合：組合は組合員として認めている。

会社：社員たる組合員の人数である。

組合：斉藤さんは組合員である。

会社：でも退職されて社員ではない。

組合：組合は組合員として認めている。

会社：交渉委員の人数は、社員たる組合員数でやっている。

組合：斉藤さんは何故、J R 東海労組合員として会社は認識しているのか。

会社：交渉委員として名簿で頂いているから。

組合：J R 東海労として認めるのか。

会社：J R 東海労の交渉委員として認めている。

組合：組合員としては認めないことか。

会社：交渉委員として名簿を貰っているから。

組合：斉藤さんはJ R 東海労の組合員だよな。

会社：交渉委員として名簿で頂いている。

組合：交渉委員ではなくて、J R 東海労の組合員でなければ交渉できない。例えば、他の企業で働いていて、J R 東海労の組合員ならいいのか。

会社：頂いて見て考えることである。交渉委員の人数は、社員たる組合員の人数でカウントしている。昨年に伝えていることである。

組合：J R 東海労の組合員数は100名を切っていない。

会社：社員たる組合員の人数が、100名以上いると言うならば、そういうものを示してほしい。

組合：社員たるの根拠は何か。

会社：協約の団体交渉の条文に列記している。

組合：社員たる組合員に対する、会社のカウントは24以外にはないのか。

会社：しかないとは言わないが、24がおもである。

組合：その他には何かあるか。

会社：あれば、会社が確認できるものである。経営協議会、経営懇談会、業務委員会の条文には「社員たる」は謳っていないが、団体交渉の条文にある

ので、準用して頂きたいと発言している。

組合：協約を締結出来ないとなればどうなるのか。

会社：教えていただきたいとしか言えない。締結出来ないとなれば、会社としても対応を考えなければいけない。会社は結びたくないということで、言っているわけではない。一方で会社としては他の労働組合とのバランスを考えた時に、同じような人数規模で3名としている所もあるので、中立保持の立場で組合に対して、同じ内容で平等として提案するものである。

組合：団体交渉の条文だけに「社員たる」があるが、他の経営協議会、経営懇談会、業務委員会には謳っていない。

会社：だから準用のお願いを伝えている。

組合：締結しないとなればどうなるのか。

会社：提案について会社の考えを伝えている。他の労組のバランスもあり、一旦検討頂けないかと考えている。理解してほしい。

組合：納得出来ない。

会社：いきなり提示するのは、失礼だと思うので今提案している。

組合：協約は7名以内となっている。3名の規程はない。

会社：現状はそうである。

組合：他の組合がやったから、J R 東海労もそうなんだは納得出来ない。

組合：建交労だろ。建交労の在籍組合員は3名しかいない。

会社：会社としては提案をのんでほしい。

組合：提案はのめない。協約の条文を素直にとってやればいい。

会社：協約に沿ってやって貰いたいと考えている。

組合：条文を変えることか。

会社：そうである。次回示す考えである。検討して頂きたい。

組合：応じないとなれば、業務委員会は開かないことか。

会社：19日の業務委員会は開催する。それ以降は考えることになる。仮の話である。他の組合のバランスを考えている。

組合：異常な事態である。3名になる根拠を示せ。100名の線引き根拠は、会社が作ったもの。勝手に作ったと言われてもおかしくない。

会社：会社としてバランスを考えている。理解して貰いたい。

組合：未締結により、業務委員会をJ R 東海労とはやらないとなれば、「不当労働行為として訴えるぞ」となるし、世間からJ R 東海会社は笑い者になる。

会社：提案させて貰っているだけである。条文に3名とすると書こうと思っている。

組合：100名と書けば争うぞ。

会社：一旦持ち帰るか。

組合：条文に労組ごとになることはおかしい。協約は共通であり、同一でなければならない。それについて改めての団体交渉はしないのか。

会社： 9 月 9 日の14時からの第 7 回団体交渉（会社回答）終了後に提案したい。

以 上